



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第21号 令和3年6月 発行



A COLUMN ～記事～

「金澤プリンを始めて食べた」～迅速な対応は周りに好印象を与える

昨日、仕事中に某会社の社長である友達が訪ねてきました。何かあったと聞くと、お礼だよとの返事。先日、私が紹介(丸投げ)したお客様と契約が成立したお礼ということで、昨日、来てくれました。「いや、日中は仕事しろよ」と思いましたが、頂いたものを家に帰ってから見ると、金澤プリンが入っており、早速、食後に食べました。「こんなに美味しいんだ」とちょっとびっくり。

私がお客様を紹介してから、契約まで半月もかかりませんでした。とても迅速な対応をしてもらったと思っています。迅速な対応をもらったことで、紹介した私の顔も立つというものです(もちろん、私の顔など踏みつぶしてくれて構いませんが・・・)。お客様からも契約した旨のメールが私の元に入ってきました。

物事を行う場合に求められるのは、スピードと正確性です。もちろん、この二つが両立することが望ましいですが、時と場合によって、一方を重視することもあります。多くの場合、スピードを捨て、正確性を重視します。しかし、どんなに正確でも、期日を守らないことで、とんでもないことが起きることも多々あります。例えば、不動産の売買の登記申請を指定された日に出来なかった場合、まず間違いなく損害賠償という問題が生じます。債務不履行責任が生じるので、当然です。

経営者や組織を束ねる人は、何か不測の事態が起こったときに、何を重視するのかを決断してそれを実行するという覚悟が求められると思っています。不測の事態が起こったときにさえ、求められるもの全てを充足することなど不可能ですよ。

何かを行う場合、タイミングというものがあります。タイミングを外すと、どのような素晴らしい判断も、ほとんど役に立ちません。私は、これを常に肝に銘じています。

ところで、金澤プリンのお返しに、お中元でもあげた方がいいのかな?このようなことを考えるのが一番面倒臭かったりします。



EXPLANATION ～解説～

生前贈与～有効な相続対策の一つ

平成27年1月1日に相続税の基礎控除額が改正され、それまでの60%しか基礎控除が認められなくなりました。その影響により、近年生前贈与を考える人が増えています。

1年間で110万円までなら、贈与を受けても贈与税は課税されない(暦年贈与)ため、有効な相続税対策と言えます。しかし、安易に生前贈与を行うと、贈与税を課税されることになったり、税金とは違うところで問題が出てくることもあります。

特に、最近利用する人が増えている相続放棄との関係で気を付けなければならないことがあります。ここでの判断を誤ると、生前贈与が取り消されたり、刑事罰を科されることもあります。

そこで今月号では、生前贈与について解説をしたいと思います。

1. 相続税対策としての生前贈与

先述のとおり、年間110万円までの贈与であれば、贈与税は課税されません。そのため、相続税対策として、多くの方がこの制度を利用しています。

ここでいう110万円は、受け取る人(受贈者)一人につき110万円です。また、金額の算定に関して、現金についてはそのままの金額ですが、土地の場合、固定資産税評価額や実勢価格ではなく、相続税評価と同じく、路線価方式又は倍率方式により算定した金額となります。

農地や山林の場合、固定資産税評価額などに対して、相続税評価額が何倍にもなるということもあるため、注意が必要です。

生前贈与の際に気を付けなければならない問題として、定期贈与という問題があります。これはその名のとおり、定期的に贈与を行うことを指します。例えば、毎年110万円ずつ贈与をしていくような場合です。何の問題もないように思えますが、定期贈与であると税務署に認定された場合、税務署は初年度に全ての贈与があったとみなします。初年度に全ての贈与があったとみなされた結果、多額の贈与税が発生することもあります。

2. 生前贈与が詐害行為となる場合

詐害行為とは、債務者が債権者を害することをはかって、自己の財産を減少させる法律行為を指します。贈与者とその贈与により、自己の債権者を害することを図った場合、債権者はその贈与を取り消すことができます。

これは、詐害行為取消権と言われる民法に規定されている債権者の権利です。但し、贈与を取り消すことができるのは、受贈者も悪意(債権者を害することを知っていた)の場合です。受贈者が善意の場合は、贈与行為自体は取り消すことが出来ません。

3. 強制執行妨害罪

強制執行の対象になっている財産を第三者に無償で譲渡したり、市場価値に照らして著しく低い価格で譲渡した場合がこれにあたります。

強制執行妨害罪と詐害行為取消権は、ともに債権者を害する行為を許さないことを趣旨とするものです。

ここで相続放棄との関係についてです。詐害行為に該当する生前贈与が行われたのち、被相続人が死亡し、相続人が相続放棄をした場合、生前贈与は取り消されます。

このようなことが起こらないよう、借金のある方の生前贈与は、特に注意が必要です。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士

久田事務所

〒921-8812

野々市市扇が丘9番20号

扇が丘ビル106

TEL : (076) 227-8019

FAX : (076) 227-8061



〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「登記・相続・債務整理の無料相談」を実施しています
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

☑ [Info@hisada-office.jp](mailto:info@hisada-office.jp)

<http://www.hisada-office.jp/>